

2009 年 世界会計基準設定主体 (WSS) 会議報告

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2002 年 11 月から、広く世界各国の会計基準設定主体と IASB との意見交換のための「世界会計基準設定主体会議」(World Standard Setters Conference: 以下「WSS 会議」という。)が開催されている。今回は、2009 年 9 月 10 日 (木) 及び 11 日 (金) に、英国ロンドンにおいて開催され、議事進行を山田辰己 IASB 理事が務めた。日本からは、企業会計基準委員会の西川委員長、加藤委員、豊田主任研究員、板橋専門研究員が出席した。以下、会議の概要を紹介する。

II. WSS 会議

1. 概要

今回の WSS 会議は、約 50 カ国から 100 名近くが参加し、2 日間にわたって以下の議題にて行われた¹。

日時	議題
9 月 10 日	Tweedie 議長のスピーチ
	IASB の計画と優先事項
	金融危機対応：連結及び認識の中止 <ul style="list-style-type: none">プロジェクトアップデート：連結プロジェクトアップデート：認識の中止小グループに分かれての議論小グループからのフィードバック
	プロジェクトアップデート：収益認識
	小グループに分かれての議論 <ul style="list-style-type: none">中小企業向け IFRSその他のプロジェクト (資本の特徴を有する金融商品、リース、測定)
9 月 11 日	金融危機対応：金融商品 (認識及び測定) <ul style="list-style-type: none">プロジェクトアップデート (IASB)プロジェクトアップデート (FASB)小グループに分かれての議論小グループからのフィードバック
	小グループに分かれての議論

¹ 議題で用いられた資料は、[IASB のウェブサイト](#)で閲覧可能である。

	<ul style="list-style-type: none"> • テクニカルアップデート • その他のプロジェクト（資本の特徴を有する金融商品、リース、法人所得税、測定）
	IFRS の適用

2. Tweedie 議長のスピーチ

会議の冒頭、Tweedie 議長から挨拶のスピーチがあり、以下のような点が触れられた。

- グローバリゼーションの進展により国際的な会計基準の必要性が高まり、現在の国際会計基準の開発、採用につながってきた。
- 現在、IASB では、金融危機を背景に G20 から要請を受けている基準の改善に積極的に対応している。現時点の方向性は FASB と同じではない。両者は独立のボードであるため、調整は簡単ではないが、10 月の共同会議で協議を行う予定である。
- 今後、多くの国が IFRS を採用することを念頭に 2011 年頃をデッドラインとする基準の開発を進めている。各国での IFRS 採用にあたり、カーブアウトしないことを求めたい。気に入らないところがあれば、削除するのではなく、2 年経過してからボードに問題を投げかけて欲しい。

3. IASB の計画及び優先事項

IASB スタッフから、8 月 1 日現在の IASB の作業計画及び金融危機への対応に関する活動の概要が説明された。この中で、負債（IAS 第 37 号改訂）及び保険契約は両者が相互に関係するため、パッケージとして年末までに公開草案を公表することを検討していること、公正価値測定プロジェクトにおいては、11 月及び 12 月に円卓会議を開催する予定であること、などが説明された。

また、IFRS の適用が世界に広がる中で、基準の解釈に関する各国基準設定主体の役割について IASB の見解が紹介された。この中で、各国で基準適用上の問題を抱えていることは理解するが、各国独自の基準解釈のシステムを確立することは IASB にとって役立つことではないこと、ある国にとってユニークであると考えていることはユニークでないことが多く、もっと広く協力し合えるものであり、IASB では整合的な運用のためスタッフ資源を割いて問題を聞く用意があることが説明された。

4. 金融危機対応：連結及び認識の中止

(1) 連結

IASB スタッフから、連結プロジェクトの概要について以下の説明があった。

- 連結については、既に 2005 年以前から改善の必要性が指摘されていたものであった。例えば、あるファンドは IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の支配モデルに基づき、また、別のファンドは SIC 第 12 号「連結－特別目的事業体」のリスクと便益のモデル

に基づき連結されるなど、適用上の不整合があった。金融危機への対応を踏まえてプロジェクトが加速化している。

- 2008年12月に公開草案「連結財務諸表」(ED10)を公表した。ED10では、全ての事業体に適用できる一貫した原則を提案し、IAS第27号とSIC第12号を融合させている。また、開示の充実を図っている。
- 支配は、(a)指示を行うパワー、(b)リターンの2つの要素から構成されるが、この2つは密接に関連している。

また、説明後、特別目的事業体も通常の企業と同じように支配を記述できるかとのフロアからの質問に対して、これに関連してコメントレーターから多くのフィードバックをもらっていること、ED10で記述される投資ビークル(SIV)の概念は必ずしもうまく機能しておらず、この概念のための支配のガイダンスを今後記述していく予定であること、などが回答された。

(2) 認識の中止

IASBスタッフから、認識の中止プロジェクトの概要について以下の説明があった。

- 現行のモデルは、リスクと便益を出発点とするアプローチだが、複数のモデルが混在している。モデルが異なると、どのモデルを適用するかで結論が異なる不整合が生じる。このような基準内の不整合や、適用の困難さを解消する目的でこのプロジェクトがアジェンダに加えられた。
- 認識の中止の原則は単純である。もし、ある資産が自分の資産であれば帳簿に載せ、そうでなければ帳簿から外すというものである。しかし、これを適用可能なものとするのは難しい。特に、継続的関与があるときに複雑性が生じる。
- 2009年3月に公表した認識の中止に関する公開草案では、メインのアプローチと数名のボードメンバーが支持した代替的なアプローチの2つの記述している。前者は、継続的関与がある場合でも、譲受人が譲渡可能な実務上の能力を持てば、認識の中止とするものである。代替的なアプローチは、継続的関与がある部分を新たな資産・負債とするものである。メインのアプローチは取引に注目するアプローチであり、代替的なアプローチはいわば棚卸アプローチである。

(3) 小グループでの議論

5つの小グループに分かれて議論が行われた。このうち、3つの小グループは連結、2つの小グループは認識の中止をテーマとした。

筆者の参加した第1グループ(議長: Felipe Perez Cervantes氏)では、ED10にて提案されている投資ビークルに関連する開示について議論が行われ、以下のような意見があった。

- ED10 における投資ビークルの概念は、主に銀行を念頭に置いて導入されているが、この範囲が広がり過ぎ、その他の業界（石油業界など）に問題を引き起こす可能性がある。
- 開示は事業体ではなくリスクに注目すべきであり、この点、リスクに着目した開示を規定する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」と重複する。
- 過半を持たないケースでは報告企業が十分な情報を持たない懸念もある。
- 開示を免除する実行可能性に関する記述（impracticable clause）は、米国の経験では、何を実行可能でないかについて、作成者、監査人、規制当局者の間で多くの議論となることから、バランスを考慮すると適切ではない。

5. プロジェクトアップデート：収益認識

収益認識プロジェクトに関しては、2008 年 12 月にディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」が公表されている。IASB スタッフからは、このディスカッション・ペーパーを中心に、プロジェクトの概要について説明があった。

この中で、受領したコメントの大半は、収益認識に関する単一のモデルを開発するとのプロジェクトの目的を支持していること、コメントが収益の認識時点の判断のための「支配」の概念についてガイダンスを要請していることを受けて、現在、既存の取扱いをベースとして「支配」の概念を開発しており、本年 10 月の IASB 会議で議論することが説明された。また、今後、ワークショップを 3、4 ヶ所で実施し、適用上の障害について意見を聴取し、IASB での議論に役立てたいとの説明があった。

フロアから、収益認識プロジェクトは保険契約をスコープから除外しているが、リース契約はどうか、との質問があり、リース契約はリース・プロジェクトのスコープであるが、収益認識の観点では、譲渡人から譲受人に対して使用権が取引の最初の時点で移転するか、それとも契約期間にわたって移転していくのかなど、明確にすべき点があると回答された。

6. 金融危機対応：金融商品（認識及び測定）

IASB 及び FASB の理事から、金融危機対応の一環として、IASB 及び FASB で進められている金融商品会計の全般的な見直しの状況に関するアップデートが行われた。その後、小グループに分かれた見直しの内容についてディスカッションが行われた。

(1) アップデート（IASB）

Smith IASB 理事から、2009 年 7 月に公表された公開草案「金融商品：分類及び測定」を中心に、金融商品会計プロジェクトの進捗状況について以下の説明が行われた。

- このプロジェクトの目標は現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えることである。これを通じて、意思決定有用な情報を提供し、金融商品会計の複雑性

を低減させたい。

- 我々は、プロジェクトをフェーズに分け、分類及び測定を最初に検討している。これは、分類が金融商品会計の基礎であり、減損、ヘッジ会計と独立して扱えるからである。
- 償却原価については、2つの要件で区分する。そのうちの1つの要件は、事業モデルをフィルターとして、ポーフォリオ・レベルでの取扱いに焦点を当てている。現行の満期保有目的に適用されるテインティング規定は維持しておらず、どの程度の売却まで許容されるかは、経営者の判断に任される。
- 持分金融商品に関する OCI を通じた公正価値の分類は、多くの国からの要望に応えたもので、戦略的投資の存在を反映するものである。
- 相場価格のない持分金融商品の原則測定の例外の削除については、関係者の多くから公正価値測定が困難との懸念を聞いている。しかし、評価差額を OCI に含めることで適応できるかもしれず、また、何らかの指数を参考とすることで計算可能ではないか。ただ、懸念は認識している。
- 今回のモデルは、企業がリスクをとることを躊躇させるかもしれないが、よいモデルだと考えている。プレーンな商品であれば広く償却原価が適用される一方で、リスクをとって運営すると、公正価値測定が求められるため、ボラティリティーが顕在化する。

(2) アップデート (FASB)

Linsmeier FASB 理事から、金融商品会計に関する FASB の議論の進捗状況について、以下の説明が行われた。

- FASB における金融商品会計に関する検討の目的は包括的な見直しである。分類だけでなく、減損、ヘッジ会計も一体として見直しを行う予定である。フェーズ分けを行っていないため、IASB とスケジュール観が異なる。2010 年第 1 四半期に公開草案、2010 年第 4 四半期に基準化を予定している。
- FASB での暫定決定では、ほとんどの金融商品は、純損益を通じた公正価値か、OCI を通じた公正価値で測定される。公正価値 vs. 償却原価の宗教戦争に対する FASB の答えが、OCI を通じた公正価値である。
- 金融危機の最中、ネットの価値 (net worth)、規制資本はプラスなのに倒産する金融機関が多数あり、現在の償却原価のモデルは破綻している。注記で表れる情報から観察すると、公正価値の情報と倒産の相関性は高く、このような提案の根拠になっている。
- ただし、関係者からは、分類の検討が及ぼすインパクトは大きいので、リサイクリング、純利益への影響も含めて幅広く議論して欲しいとの声がある。

この後、フロアから、IASB と FASB の方向性が異なるので、今後、調整の青写真はあるのかとの質問があったが、両者は、独立のボードであり、いずれも地図を持っていないものの、協議を通じて収斂された解決策を見出していくとの回答があった。

(3) 小グループでの議論

5つの小グループに分かれて、分類及び測定に関する IASB 及び FASB の提案に関して議論が行われた。

筆者の参加した第 2 グループ（議長：加藤厚委員）の議論はおおよそ次のようなものであった。

- 公正価値と償却原価という枠組みには同意するが、現在の提案では、公正価値の範囲が広がり過ぎる懸念があるとの意見があった。
- 事業モデルにより分類を決定するのであれば、堅牢な事業モデルの定義を開発すべきであるとの意見があった。
- 測定に関して、評価差額を OCI で表示する対象、リサイクルする対象が FASB と IASB で異なる。いずれがよいと言えないが同じ結論に至って欲しい、との意見があった。
- リサイクリングに関しては、意見が割れたが、配当については、概ね、純損益に計上すべきとの意見が多かった。
- IASB では、償却原価で計上される金融商品に関して、財政状態計算書において公正価値を（括弧を使って）別に表示することを検討しているが、財政状態計算書上で 2 つの測定が競合する問題があり、また、既に注記で開示が求められているため、不要であるとの意見があった。
- デリバティブが組み込まれている金融商品については、デリバティブの区分を許容すべきであるとの意見があった。例えば、銀行等で顧客の要求に応じて多くのオプションを付す場合、こうした融資は仲介機能そのものであるにもかかわらず、基本的な貸付金の特徴との要件を満たすことが難しくなるとのことであった。
- 公正価値オプションに関して、選択ではなく条件に基づき公正価値とするか否かを要求すべきとの意見と、自由な選択とすべきとの意見の両方があった。
- 公正価値の信頼性や戦略的投資の存在を考慮すると、相場価格のない持分金融商品の原価測定の例外を維持すべきとの意見があった。ただし、堅牢な減損の規定が必要であるとされた。一方で、プライベート・エクイティ・ファンド等では公正価値評価の専門性を有しており特段問題ないとの意見もあった。

7. 小グループに分かれての議論

10 日及び 11 日の午後の 2 回（中小企業向け IFRS は 10 日のみ、テクニカルアップデート及び法人所得税については 11 日のみ）、小グループに分かれての議論が行われた。小グループでは、プロジェクトマネージャーから、プロジェクトの進捗状況、関係者からのフィ

ードバックなどの説明があり、ボードメンバーも交えて、活発な意見交換が行われた。

(1) 資本の特徴を有する金融商品

FASB との MoU プロジェクトの 1 つとして、金融商品の負債と資本の区分のあり方について改訂を進めているプロジェクトである。2010 年第 1 四半期に公開草案の公表を目指して検討が行われている。今回のセッションでは、現在、IASB 及び FASB の双方において暫定決定されている基本的所有アプローチ及び無期限アプローチをベースとする資本の決定フローについて説明が行われ、質疑応答が行われた。

参加者からは、資本の問題は法的な問題と衝突するが、一部の国では IFRS を連結財務諸表にのみ適用しているのはそのような事情があるとの意見や、別の国でも IFRS が採用されれば同じような法律問題を抱える可能性がある、などの意見があった。

(2) 法人所得税

現行規定の明確化、及び、米国会計基準とのコンバージェンスの観点から、IAS 第 12 号「法人所得税」の改訂を進めているプロジェクトである。2009 年 3 月に公開草案が公表され、7 月までコメントが求められた。今回のセッションでは、現行規定からの変更を中心に公開草案の概要が説明され、質疑応答が行われた。

以 上